

震 援 号 外
平成●●年●●月●●日

〒●●●●-●●●●●●
●●市●●●● ●●●● (物件名)
●● ●● 様
整理番号 (●●●●●●)

宮城県保健福祉部震災援護室長
(公 印 省 略)

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与の終了について (通知)
東日本大震災で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

さて、宮城県では、災害公営住宅等の恒久住宅の整備状況等を踏まえ、下記1の市町村で被災された方に対する応急仮設住宅の供与を最大6年間をもって終了することと致しました。

つきましては、あなたへの応急仮設住宅の供与は、下記3の使用貸借物件の契約期間の満了日をもって終了となります。

なお、住宅の再建等が決まっていない方については、お早めに被災当時お住まいの市町村窓口へ御相談いただくなど、契約期間満了日までに退去できるように御準備ください。

記

1 供与終了の市町村 (被災時住所 (り災証明書記載のり災場所))

宮城県：塩竈市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、山元町、南三陸町、仙台市、亘理町、七ヶ浜町 (計9市町)

福島県：別紙「民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与の終了の取扱い」のとおり

2 あなたの被災時住所

●●県●●市●●●●

(注) 現在の契約の申請書兼誓約書の「被災時住所」内容から印字しています。

3 使用貸借物件

物件名	●●アパート ●●●●号室
物件所在地	●●市●●●●
契約期間	平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで

(注) 現在の契約内容から印字しています。

(参考)

既に供与を終了している宮城県内の市町村は、白石市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、利府町、大和町、大郷町、

お問合せ先：宮城県応急仮設住宅契約事務センター
電 話：022-745-0565

○宮城県住宅情報提供コールセンター

アパートやマンションなど賃貸住宅での生活再建を検討されている入居者の方へ、県内の物件情報・不動産事業者のご紹介や、契約手続きなどのご相談をお受けするコールセンターを開設しました。

こんな時にはお電話ください！

- アパートやマンションを借りる手続きはどうすればいいの？
- 住みたい場所にはどんな物件があるのかな？
- 借りる時にはどんな費用がかかるの？
- 自分で見つけた物件よりもっといい物件はあるのかな？
- 今住んでいるみなし仮設住宅を引き続き自分で借りるには？

022-796-9501

受付時間 午前10時～午後5時

定休日 水曜・土曜・祝日・年末年始(12/29～1/3まで)

※日曜日も受付しておりますので、お気軽にご相談ください。



◎下記項目を書き出してからお電話いただくと、スムーズに物件のご案内ができます。

優先順位	項目	希望メモ
	どこの町に住みたいですか？(町名・最寄駅など)	
	お家賃は？(自分が無理なく支払われるお家賃の額)	
	建物の種類は？(マンション・アパート・貸家)	
	お部屋のタイプ・広さは？(何人で住む予定ですか？)	
	駐車場は必要ですか？(台数は？)	
	必要な設備は？(ガス・給湯・シャワー・エアコン等)	
	周辺環境で必要なものは？(スーパー・病院・保育園・学校等)	
	お部屋の階数は？(2階以上希望・1階でも可)	

○宮城県被災者転居支援センター

市町村が応急仮設住宅入居者へ行った意向調査で、住宅再建先が未定や未回答など、住宅再建方針が不明だった方を中心に、支援員が戸別訪問を実施して状況を聞き取り、助言等を行っています。

市町村に対して意向を示していなかった方で、住宅再建方針が決まった方は速やかに市町村へ連絡願います。

まずは被災した際に住んでいた市町村へご相談ください



民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与の終了の取扱い【入居者用】

～県借上げ住宅からの退去に関する手続について～

【被災時住所（り災証明書記載のり災場所）が、下記の9市町及び福島県である方へ】

- 応急仮設住宅の供与は、現在お住まいの住宅（民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅）の契約期間満了日をもって終了となります。
- 現在お住まいの住宅については、契約期間満了日までに退去が必要です。
- 住宅の再建等については、下記2を参照願います。

【供与を終了する市町村】

宮城県：塩竈市，気仙沼市，多賀城市，東松島市，山元町，南三陸町，仙台市，亶理町，七ヶ浜町（計9市町）

福島県：下記を除く市町村（区域）

檜葉町，富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，葛尾町及び飯舘村の全城南相馬市の避難指示区域及び旧避難指示区域（H28.7.12 解除）

川俣町の避難指示区域

川内村大字下川内字貝ノ坂及び字荻の全ての区域（H28.6.14 解除）

いわき市，相馬市，南相馬市（上記区域を除く），広野町，新地町のうち、平成29年3月末までに住宅再建先に入居できない特定の要件に該当する方

（参考）

既に供与を終了している宮城県内の市町村は、白石市，角田市，岩沼市，登米市，栗原市，大崎市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，松島町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村，色麻町，加美町，涌谷町，美里町の計23市町村です。

1 現在お住まいの住宅からの退去に係る手続

- ・事前に貸主等と調整した上で、貸主等の立会いのもと退去してください。
- ・契約期間の途中で退去する場合は、添付の「解約申出書」を、**退去する月の前月1日までに、市町村窓口へ提出してください。**（遅れた場合、その分の賃料等を請求することがあります。）

2 住宅の再建等について

(1) 自宅の修繕又は購入，及び他の賃貸住宅又は公営住宅等へ転居する場合

被災者生活再建支援制度や公営住宅への転居等については、被災当時お住まいの市町村窓口へ御相談ください。

(2) 現在お住まいの物件を御自身で借りる場合

貸主又は管理者へ御相談ください。

(3) その他、住宅の再建等について御相談がある場合

被災当時お住まいの市町村窓口へ御相談ください。

県内市町村お問合せ先電話番号

仙台市	022-214-5080	蔵王町	0224-33-2214 (内線268)	利府町	022-356-1334
石巻市	0225-95-1111 (内線3969)	七ヶ宿町	0224-37-2111 (内線201)	大和町	022-345-7504 (内線356)
塩竈市	022-364-1131 (内線703)	大河原町	0224-53-2115 (内線159)	大郷町	022-359-5508 (内線151)
気仙沼市	0226-22-6600 (内線432)	村田町	0224-83-6402	富谷町	022-358-0513
白石市	0224-22-1325 (内線252)	柴田町	0224-55-5010 (内線131)	大衡村	022-341-8515 (内線1132)
名取市	022-383-6238	川崎町	0224-84-6008 (内線2103)	色麻町	0229-65-2224
角田市	0224-61-1185	丸森町	0224-72-2115 (内線132)	加美町	0229-63-3111 (内線212)
多賀城市	022-368-1141 (内線652)	亶理町	0223-34-0548 (内線252)	涌谷町	0229-43-2129 (内線613)
岩沼市	0223-22-1111 (内線752)	山元町	0223-29-8003 (内線171)	美里町	0229-32-2941 (内線2501)
登米市	0220-58-5551 (内線1720)	松島町	022-354-5706	女川町	0225-54-3131 (内線168)
栗原市	0228-22-1340 (内線141)	七ヶ浜町	022-357-7449	南三陸町	0226-29-6451
東松島市	0225-82-1111 (内線1102)				
大崎市	0229-23-8054 (内線361)				

県借上げ住宅の供与終了（入居期間終了）に伴う手続フロー【入居者用】

【供与を終了する市町村】（入居者の被災時住所（り災証明書記載のり災場所））

宮城県：塩竈市，気仙沼市，多賀城市，東松島市，山元町，南三陸町，仙台市，亘理町，七ヶ浜町（計9市町）

福島県：下記を除く市町村（区域）

檜葉町，富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，葛尾町及び飯舘村の全域
南相馬市の避難指示区域及び旧避難指示区域（H28.7.12 解除）

川俣町の避難指示区域

川内村大字下川内字貝ノ坂及び字荻の全ての区域（H28.6.14 解除）

いわき市，相馬市，南相馬市（上記区域を除く），広野町，新地町のうち，平成29年3月末までに住宅再建先に入居できない特定の要件に該当する方

（参考）

既に供与を終了している宮城県内の市町村は，白石市，角田市，岩沼市，登米市，栗原市，大崎市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，松島町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村，色麻町，加美町，涌谷町，美里町の計23市町村です。

【1】宮城県から貸主又は管理者，及び入居者へ

【2】貸主又は管理者は

・「定期建物賃貸借契約終了の事前通知書」に

【3】入居者は

・契約期間満了日までに退去の準備を

【4】自宅の修繕又は購入及び，他の賃貸住宅又は公営住宅等へ転居する場合

・被災者生活再建支援制度や

【5】現在お住まいの物件を御自身で借りる場合

【6】その他，住宅の再建等について御相談がある場合

【7】退去の手続

・入居者は，事前に貸主等と調整した上で，貸主等の立会いのもと退去してください。
 ・契約期間の途中で退去する場合は，**退去する月の前月1日までに**，入居者は市町村窓口へ解約申出書を提出してください。（遅れた場合，その分の賃料等を請求することがあります。）